【補足説明】

≪行政費用に係る補足説明≫

　これまでに特定事業者が本来行わなければならない疑わしい取引の届出を行わなかった事例は存在していたが、規制の事前評価書の「４　規制の目的、内容及び必要性」に記載のとおり、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうかを判断するに際し、どのような方法を採るのかについては、特定事業者の裁量に委ねられていたことから、本来行わなければならない疑わしい取引の届出が行われなかったとしても、当該特定事業者が独自の方法に基づき判断した結果である場合には、是正命令は行われていなかった。

　こうした状況を踏まえ、本件規制は、疑わしい取引の判断方法を明確化するものであり、むしろ本件規制により、規制を遵守する特定事業者が増加することが見込まれるため、是正命令の件数が大幅に増加するような事態は想定されないと考えられることから、発生する行政費用は極めて限定的であると見込まれる。